

建設業関連業務委託における総合評価方式の導入について(令和7年4月～)

【背景】

「公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和元年6月改正)」(以下、「品確法」という。)の基本理念では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないとされています。

公共工事の品質確保を図るためには、工事の前段階に当たる調査・設計においても公共工事と同様の品質確保を図る必要があることから、公共工事に関する調査・設計において広く品確法の対象として位置付けられました。

【対象】

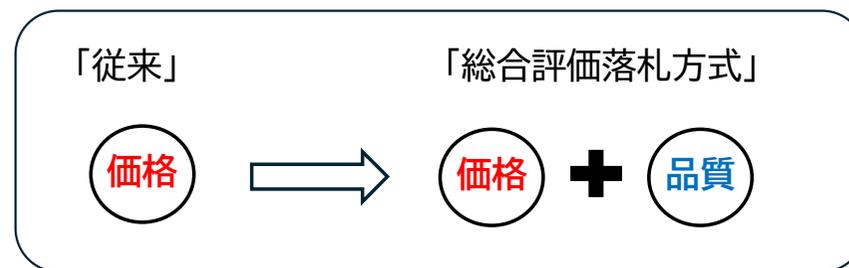
設計コンサルタント業務のうち、業務の難易度が高く、技術的工夫が求められる案件を対象とします。

【方向性】

公共工事の品質確保に重要な業務の品質向上を図るため、高い知識や構想力・応用力を要する業務について、価格と技術力の両面を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式導入に向け、令和2年度より業務成績評定を試行的に開始しました。

令和7年度より業務成績評定の本格導入、令和8年度から優良表彰制度の導入、令和9年度の入札案件より総合評価落札方式を本格運用します。

令和7年度より総合評価方式を試行的に実施し、段階的に対象の拡大を検討していきます。



【ロードマップ】

項目	令和6年度				令和7年度				令和8年度				令和9年度			
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期												
総合評価実施要綱	策定				運用											
低入札価格調査要領	策定				運用											
運用ガイドライン	(案)の策定				暫定運用								運用			
業務成績評定	試行実施・検証				評定実施											
優良表彰制度					対象案件の蓄積				表彰制度運用							